

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第13号

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表総務部の部経営企画課の項中「経営企画係長，」の右に「事業推進係長，」を加え，同条第4項の表水道管路建設事務所の部中「事務係，工事第1係，工事第2係，工事第3係」を削り，同条第5項の表鳥羽水環境保全センターの部吉祥院支所の款中「，処理係」及び「，処理係長」を削る。

第2条第2項中「統括監察員又は主席監察員」を「統括監察員，主席監察員又は技術監察員」に改め，同条第3項中「室に担当部長，」の右に「副室長，」を加え，同条第8項中「副室長，」を削り，同条第9項を削り，同条第10項を同条第9項とする。

第3条第8項及び第11項中「担当課長補佐及び所長補佐」を「所長補佐及び担当課長補佐」に改める。

第5条第3項中「又は技術監理室長」を削り，「代理する。」を「代理し，技術監理室長に事故があるときは，主管事務につき，技術監理室副室長がその職務を代理する。」に改め，同条第4項中「副室長」を「お客さまサービス推進室副室長」に改め，同条第5項中「副室長」を「お客さまサービス推進室副室長」に，「業務管理担当課長」を「担当課長，業務管理担当課長」に改め，同条第6項中「副室長，」を「お客さまサービス推進室副室長，担当課長，」に改め，同条中第7項から第9項までを1項ずつ繰り下げ，同条第9項中「前2項」を「第6項及び第8項」に改め，同条第6項の次に次の1項を加える。

7 第3項の規定により技術監理室副室長が技術監理室長の職務を代理する場合において，技術監理室副室長に事故があるとき又は技術監理室副室長が置かれていないときは，主管事務につき，課長が職務を代理する。

第6条経営企画課の項中第13号を第14号とし，第12号を第13号とし，第11号の次に次の1号を加える。

(12) 琵琶湖疏水の感謝金に係る契約に関すること。

第7条監理課の項中第4号から第19号までを2号ずつ繰り下げ，同項第16号中「環

境施策の技術の取りまとめ」を「環境・エネルギー施策」に改め、同項第3号の次に次の2号を加える。

(4) 広聴に関すること。

(5) 室の危機管理の統括に関すること。

第7条監理課の項に次の1号を加える。

(22) その他室内他の課の所管に属しないこと。

第8条管理課の項中第12号を第13号とし、第11号を削り、第4号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 特別給水の統括に関すること。

第8条管理課の項中第3号の次に次の1号を加える。

(4) 広聴に関すること。

第8条配水課の項に次の1号を加える。

(6) 特別給水に係る料金等の調定（水道料金の調定を除く。）及び徴収に関すること。

第9条管理課の項中第7号から第25号までを2号ずつ繰り下げ、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項第17号中「第17号、第19号及び第20号」を「第19号、第21号及び第22号」に改め、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 下水道法による行為の許可及び都市計画法による開発行為の協議並びに当該許可又は協議に伴う下水道施設等の検査に関すること（北部地域下水道事業に係るものを含む。）。

第9条管理課の項中第3号の次に次の1号を加える。

(4) 広聴に関すること。

第10条資器材・防災センターの項第7号中「防災訓練」を「防災訓練等」に改め、同条営業所の款お客さまサービス係の項中第18号を削り、同項中第19号から第22号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

(22) その他所の庶務に関すること。

第10条水質管理センターの款水質第1課の項中第5号を削り、同項第6号中「純度試験」を「評価試験」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号を同項第7号とし、同条水道管路管理センターの部北部配水管理課の款事務係の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、同部南部配水課の款事務係の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、同条水道管路建設事務所の部を次のとおり改める。

- (1) 所に属する器具、資材及び車両の管理に関すること。
- (2) 所に属する工事に関する渉外事務に関すること。
- (3) 所に属する工事用資材の出納保管に関すること。
- (4) 京都市上下水道局会計規程第28条の規定により前渡された貯蔵品の管理に関すること。
- (5) 配水管及びその付帯施設（加圧設備及び遠隔監視設備を除く。）の維持・整備工事の施行に関すること。
- (6) 配水管の布設に伴う給水装置及び補助配水管の連絡替工事施行に関すること。
- (7) その他所の庶務に関すること。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(関係規程の一部改正)

- 2 京都市上下水道局職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表中「技術監察員，」を削り，「主席監察員，」の右に「技術監察員，」を加え，「〳〳所長補佐，」を削り，「〳〳課長補佐，」の右に「〳〳所長補佐，」を加える。

(上下水道局総務部職員課)